

移住支援金対象法人の登録等に関するQ & A

※登録要件等については、「地域しごとマッチング支援事業実施要領」を御参照ください。

※下線部は、前回掲載内容からの更新箇所になります。

1 移住支援金対象法人の登録要件・申請関係

問1 個人事業主、法人格を持たない団体は対象になりますか。

答 対象外となります。

問2 地域おこし協力隊は対象になりますか。

答 対象外となります。

問3 医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会、商工会議所は対象になりますか。

答 対象になります。

問4 対象法人の要件（ア）について、「官公庁等でないこと」について、「等」には何が含まれますか。

答 独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人を含みます。

問5 対象法人の要件（イ）について、「営利を目的とする私企業」とは、どのような法人が含まれますか。

答 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社を想定しています。

問6 対象法人の要件（イ）について、「資本金概ね50億円未満の法人」とありますが、資本金50億円を超える法人は対象外ということですか。

答 資本金50億円を超える法人であっても対象となる場合があります。
申請窓口となる市町までお問い合わせください。

（※資本金10億円以上の場合、市町への事前相談をお願いしています。）

問7 対象法人の要件（ウ）について、「みなし大企業」とはどのような企業のことでしょうか。

答 以下のいずれかに該当する法人となります。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

問8 対象法人の要件（エ）について、東京圏とはどこですか。

答 千葉県のほか、東京都、神奈川県、埼玉県の一都三県が該当します。

問9 対象法人の要件（エ）について、条件不利地域にある法人とありますが、東京圏内の条件不利地域とは、具体的にどこになりますか。

答 以下のとおりとなります。

- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、いすみ市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

問10 対象法人の要件（ク）に係る「地方創生に資する企業」としての確認要件（a～f）のうち、「(e) 地元への貢献活動（地域おこし活動、消防団活動等）を行っている。」の項目について、法人としての活動ではなく、法人の代表者等が個人的に活動を行っている場合も、当該項目に該当するのでしょうか。

答 法人として活動を行っているもののみが該当となります（代表者等が個人的に実施されているものについては、該当にはなりません）。

問1.1 申請書に法人番号を記載する欄がありますが、自社の法人番号がわかりません。

答 国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) にて確認が可能です。

なお法人番号は、12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字（チェックデジット）の数字のみで構成される13桁の番号になります。

履歴事項全部証明書に記載されている、会社法人等番号（12桁）は基礎番号部分ですので、会社法人等番号のみを記入されないよう、御注意願います。

問1.2 県外に本社があり、千葉県内の条件不利地域内で求人募集を行いたい場合、どの市町に申請書等を提出すれば良いでしょうか。

答 本社が県外に所在する法人については、県内条件不利地域内で求人募集を行おうとする事業所の所在する市町が窓口となります。

問1.3 登録申請書（様式1）及び自己申告書は、求人広告の掲載を予定している事業所単位により申請するのでしょうか。

答 移住支援金対象法人の登録は、事業所単位で行うものではなく、法人に対して行うものとなりますので、法人単位で申請ください（申請書類への押印も同様となります）。

※申請書における「法人名」、「法人の代表者氏名」、「本社所在地」の記載は、併せて御提出いただく履歴事項全部証明書の記載内容に合わせて記入をお願いします。（履歴事項全部証明書の記載内容と異なる内容により申請があった場合、担当者から確認させていただくほか、申請書の修正を求める場合がございます。）

2 登録後の手続き関係

問1 登録は毎年度申請する必要がありますか。

答 毎年度の申請は不要です。

なお、登録内容に変更が生じた場合には、「地域しごとマッチング支援事業実施要領」における変更届（様式3）により、県（雇用労働課）まで届出をお願いします。

（注）変更により、登録要件に合致しなくなった場合には、登録を取り消すこととなりますので、御了承ください。

【提出先】 千葉県商工労働部雇用労働課

住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL：043-223-2745

問2 登録後、「千葉県地域しごとNAV I」への求人広告の掲載はどのように行うのですか。

答 「千葉県地域しごとNAV I」の運営・管理を行っている「地域しごと支援センターちば」（※）の担当者より御連絡の上、求人広告の掲載手続きについて御案内させていただきます。

（※）千葉県が設置するU I J ターン希望者等を対象とした就職支援施設です。

【地域しごと支援センターちば】

千葉市中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 3 階 千葉県ジョブサポートセンター内

利用時間：平日 9:00～17:00／土曜 10:00～17:00（※最終受付は 16:30）

休館日：毎月第 2・第 4 土曜日、日曜、祝日、年末年始

電話番号：043-245-0171 E-mail：chiba-rs@chiba-jobsupport.net

問3 他県にある事業所を就業先とする求人広告を出したいのですが、「千葉県地域しごとNAV I」に掲載できますか。

答 「千葉県地域しごとNAV I」では、県内（移住支援金対象の求人広告については、県内条件不利地域内）を勤務地とする求人のみの取り扱いとなりますので、掲載は出来ません。

問4 登録を受けると移住支援金の対象就業先としてアピールされるとのことですが、「千葉県地域しごとNAVI」に求人広告掲載後、当該求人への就業者が、移住支援金の交付を申請する場合、必要となる手続きはありますか。

答 移住・就業者に就業証明書を発行いただく必要があります。お手数ですが、移住・就業者より就業証明書発行の依頼があった際は、御協力をお願いします。

また、市町から移住支援金受給者の就業状況について確認（※）をさせていただきますので、御協力をお願いします。

（※）移住支援金は、申請日より1年以内に退職した場合や、5年以内に転出した場合などに、支給した額の全部又は一部を返還いただく必要があることから、確認を行うものとなります。